



4 足総副ガ収第 5 3 号  
令和 4 年 7 月 7 日

足立区監査委員 様

足立区長 近藤 やよい

令和 3 年度指定管理者監査結果報告書の  
指摘事項に対する措置事項について（回答）

令和 4 年 3 月 2 4 日付 3 足監発第 1 8 2 6 号により提出された令和 3 年度指定管理者監査結果報告書の指摘事項に対して、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき通知いたします。

記

- 1 指摘事項  
指定管理者に対する適切な指導について〈スポーツ振興課〉
- 2 措置内容  
別紙「令和 3 年度 指定管理者監査結果報告・措置事項」のとおり

【担当】

ガバナンス担当部ガバナンス担当課  
内線 1 3 5 1

## 令和3年度 指定管理者監査結果報告・措置事項

## (1) 指摘事項

指 摘 事 項	措 置 事 項
<p><b>指定管理者に対する適切な指導について</b></p> <p>足立区総合スポーツセンターは、区と指定管理者が基本協定及び年度ごとの協定細目を締結し、これに基づいて当該指定管理者が施設の管理運営を行っている。</p> <p>ところで、令和2年度の協定細目等について監査したところ、以下のような不備が認められた。</p> <p>(ア) 協定細目書の「管理運営業務仕様書」における緊急時対応の項には、「危機管理マニュアルを策定する」と規定されているが、危機管理マニュアルは、平成22年4月1日以降見直しされていなかった。</p> <p>(イ) 同じく緊急時対応の項には、「水害時対応については、江東五区大規模水害避難等対応方針に従い、施設の地域特性を判断した上で、タイムラインに沿った施設の保全と職員を含めた避難行動等を検討し、マニュアルを策定すること」と規定され、参照として「(資料2) 江東五区大規模水害避難等対応方針(要約)」と表題が付された資料が添付されているが、当該資料は途中から別の文章が混在している不完全なものである上、策定すべきタイムラインを踏まえたマニュアルも策定されていなかった。</p> <p>(ウ) 同「管理運営業務仕様書」には、資料1として「生涯学習関連施設に設置する防犯カメラの運用に関する要綱(平成23年4月1日施行)」が添付されているが、当該要綱は「足立区屋外防犯カメラ・監視カメラの設置及び運用管理に関するガイド</p>	<p><b>指定管理者に対する適切な指導について</b></p> <p>スポーツ振興課は、指摘を真摯に受け止め、その事実及び原因に対して、次の是正措置及び再発防止策を実施していきます。</p> <p>1 原因</p> <p>「管理運営業務仕様書」における下記の各項目について、毎年度内容を再検討し、適宜見直すべきとの認識が職員に不足していました。</p> <p>(1) 危機管理マニュアルについて、施設管理の状況変化を踏まえて適宜見直すべきにもかかわらず、指定管理者との協議の場を設けていませんでした。</p> <p>(2) 水害避難等のマニュアルなど、仕様書で策定が定められている成果物につき、提出により策定の有無の確認が行われていませんでした。</p> <p>(3) 「管理運営業務仕様書」に記載されている要綱や規程等が改訂、廃止されていないかどうかの確認が行われていませんでした。</p> <p>2 是正措置・再発防止策</p> <p>(1) -1 是正措置「危機管理マニュアル見直し」</p> <p>ア 令和4年度末までに、災害時に区と指定管理者が果たすべき役割分担を明確に示した「危機管理マニュアル」の原案を作成し、指定管理施設全体に周知するとともに、各施設に適したマニュアルとなるよう各指定管理者と協議します。</p>

## 令和3年度 指定管理者監査結果報告・措置事項

## (1) 指摘事項

指 摘 事 項	措 置 事 項
<p>ライン」の制定に伴い、平成31年4月1日に廃止済みのものであった。</p> <p>「管理運営業務仕様書」は、施設の管理運営に係る基本的事項を規定した重要書類であり、指定管理業務の履行状況の確認や指導を行う根拠となるものである。従って、前年度の管理状況や施設管理を取り巻く状況の変化等を踏まえ、毎年内容を再検討し、必要に応じて見直し、施設の管理運営の改善に活かすべきものである。しかし、上記のように重要な不備が散見されるとともに、防災といった利用者の安全に関わるマニュアルが適切に整備されていないことは問題である。</p> <p>本施設は、多くの区民に利用され、災害時には第二次避難所に指定されている施設である。所管課は、今後このようなことが繰り返されないよう必要な改善措置を講じるとともに、住民の安全確保をはじめ、施設の安定的な管理運営の実現に向け、指定管理者に対する適切な指導に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">〈スポーツ振興課〉</p>	<p>イ 令和5年度の仕様書には、新たに見直しを行ったマニュアルを添付します。</p> <p>(1) -2 再発防止策「仕様書見直しを協議する会議設置」</p> <p>ア 今後は、年2回以上、指定管理者と仕様書見直しを協議する会議体を設け、変更頻度が高い項目や利用者の安全に関わる項目など、重要度の高い項目を中心に協議します。会議は議事録を作成の上、区と指定管理者の双方で、見直すべき仕様書の項目に漏れがないことを確認し、認識に齟齬が生じないようにします。</p> <p>(2) -1 是正措置「江東五区大規模水害避難等対応方針を踏まえたマニュアル」</p> <p>ア 令和4年度の仕様書には、指摘を受けた不完全な資料について、正しく文章を修正し添付しました。</p> <p>イ 「江東五区大規模水害避難等対応方針（要約）」を踏まえたマニュアルについては、策定すべきか否かも含めて、危機管理部と協議します。</p> <p>(2) -2 再発防止策「仕様書で定める文書等の提出確認」</p> <p>ア 今後は、仕様書で指定管理者が策定することと定めている文書等については提出を義務付け、正しく策定されているか確認することを徹底します。</p> <p>イ (1) -2の会議を通じて、適正な指定管理業務を行う上で必要な文書等に過不足がないか毎年度指定管理者とともに確認し、不足する文書等は追加し、不要なものは削除します。</p> <p>(3) -1 是正措置「防犯カメラに関する要綱」</p>

## 令和3年度 指定管理者監査結果報告・措置事項

## (1) 指摘事項

指 摘 事 項	措 置 事 項
	<p>ア 令和4年度の仕様書の添付書類は、廃止済みだった「生涯学習関連施設に設置する防犯カメラの運用に関する要綱」から「足立区屋外防犯カメラ・監視カメラの設置及び運用管理に関するガイドライン」に変更しました。</p> <p>(3)-2 再発防止策「仕様書に記載がある要綱等を一覧表で管理」</p> <p>ア 今後は、一覧表を作成し仕様書に記載されている全ての要綱や規程等を管理します。仕様書を作成する際は、全ての要綱等の原文を確認し、改正がないかダブルチェックします。</p> <p style="text-align: right;">〈スポーツ振興課〉</p>